

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類
・住民票の写し（原本）
・特別永住者証明書の写し（コピー）
・在留カードの写し（コピー）

（家族滞在は以下の書類も提出）
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

